

最終更新日：2010年5月7日

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一
 問合せ先：0776-67-5240
 証券コード：2772
<http://www.genky.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様やお客様をはじめとした各利害関係者の方々から、信頼される企業であり続けることを目指しております。その達成には、コーポレート・ガバナンスの充実が必要であることを十分に認識しており、各利害関係者の方々の立場を尊重し、より円滑な関係を構築するために、法令を遵守した公正で透明性の高い経営を遂行することを、経営上の最重要課題として位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合 (%)
フジナガイインターナショナルキャピタルズ有限会社	7,660	24.71
藤永 賢一	5,959	19.23
株式会社 華	2,500	8.06
ゲンキー従業員持株会	1,507	4.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,143	3.68
ゲンキー取引先持株会	730	2.35
株式会社みずほ銀行	400	1.29
福井信用金庫	400	1.29
内田 一幸	367	1.18
前川 長慶	328	1.05

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

ジャスダック

決算期	6月
業種	小売業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

取締役会ほか重要な会議に社外監査役が出席しており、業務執行に関して外部の立場での意見が反映されていると考えます。また、意思決定の迅速性や企業規模に見合った取締役や業務執行監督者の員数などを多方面に考慮し、当面は現状の体制が当社における最善の経営組織であると考えております。今後、企業規模拡大などで当社における社外取締役の必要性が高まると予想される場合には、事前に対応していく考えでおります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人は定例監査時に監査役と監査状況についての打ち合わせを持ち、経営上の問題点について確認作業を行い、相互の監査業務の効率化を図っております。また、必要な場合には、監査役は会計監査人の定例監査以外にも臨時の打ち合わせを持ち、監査業務の質の向上を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役は業務の一環として内部監査室が作成する報告書および社長からの改善指示書を精査し、必要に応じて内部監査について確認作業を行い、監査業務の効率化を図っております。また、必要な場合には、監査役は内部監査室と臨時の打ち合わせを持ち、監査業務の質の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
坪口 忠夫	その他									○
藤井 邦明	公認会計士				○					
和田 晋一	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
坪口 忠夫	当社の独立役員に指定しております。	小売業界出身者以外の第三者的かつ客観的視点で、当社の企業経営全般について監査を強化するためであります。 また、同氏は独立役員の要件を全て満たしており、一般株主様と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
藤井 邦明	当社の独立役員に指定しております。	公認会計士としての専門的な見識に基づき、客観的な立場から監査を行うことが出来ると判断したためであります。 また、同氏は独立役員の要件を全て満たしており、一般株主様と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
和田 晋一	当社の独立役員に指定しております。	弁護士としての専門的な見識に基づき、客観的な立場から監査を行うことが出来ると判断したためであります。 また、同氏は独立役員の要件を全て満たしており、一般株主様と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

当社が行う取締役会への社外監査役の出席率は、100%であります。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブとして付与しているストックオプションにつきましては、将来期待される職務内容および成果を考慮して付与総額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者につきましては、職位、勤続年数等を考慮して、従業員へも付与することにより経営参画意識を高めることを目的としております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書、営業報告書（事業報告）

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

全取締役に支払った役員報酬の総額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与および賞与の総額を開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役につきましては、取締役会以外にも重要な会議への出席要請、監査役の監査業務に必要な社内情報の迅速な提供などにより、社外監査役の監査業務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

・当社では、取締役および常勤監査役を中心とするTS取締役営業会議が毎週1回開催され、取締役会で決定された経営方針に基づいて社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議することで、業務執行監督の品質向上と効率化推進を図っております。また必要に応じて、内部監査室長、執行役員、各部門長も出席し、より効果的な問題の解決と内部監査の実効性向上に役立てております。

・当社では、平成18年5月に「企業倫理行動指針」を制定し、業務執行など当社の企業活動の規範とすべく、その定着を進めております。そのため、「コンプライアンス規程」を同時に制定し、コンプライアンス委員会も発足させております。このような法令順守を

基盤とした公正な業務執行、監督機能の強化により、真の企業価値向上を目指しております。

・当社の監査役監査基準といたしましては、予防監査、内部統制監査、会計監査人との連携を基本とし、特に内部統制の整備状況の監査を最重要視しております。

・取締役候補者の選定および報酬の内容の決定につきましては、必要に応じ全取締役および監査役が審議し、公正な決定を行っております。

・会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツにより、会社法および金融商品取引法に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人および継続監査年数は次のとおりであります。

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 大中 康行

指定有限責任社員 業務執行社員 加藤 博久

(注)継続監査年数については、全員7年以内であります。

監査補助者の構成

公認会計士 3名

その他 8名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避して開催することにより、株主の総会出席をしやすくしております。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	平成 22 年 2 月 5 日証券アナリスト・機関投資家等 22 名に対し、代表取締役社長藤永賢一が第 2 四半期決算概要及び今後の見通しと取組みについて説明
IR に関する部署（担当者）の設置	—	IR 担当役員 管理本部長 山形 浩幸 IR 事務連絡責任者 総務部長 常見 武史

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - コンプライアンス規程を作成、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス確保のための教育の実施。
 - 業務運営の状況把握と、その改善のため、内部監査室による内部監査を実施。
 - 企業倫理に関する従業員からの苦情相談窓口の設置。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の決定に関する情報、文書の取扱いは、社内規程の定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理については、各関係部署にて必要に応じ研修、マニュアルの作成、配布等を行う。また、新たに生じたリスクに対応するため、必要に応じ代表取締役社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 全社的に影響を及ぼす重要な経営事項については、多面的な検討を行なうため取締役等で構成するTS取締役営業会議で協議する。

(2) 取締役会における年度予算の策定、見直し及び月次・四半期業績の管理を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

当社及び子会社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会が当社及び子会社のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。また、当社及び子会社に共通のコンプライアンス規程を策定する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役より要求がある場合は、使用人から監査役補助者を任命する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役に関する体制

取締役及び使用人は、下記の各事項を監査役に報告する。

- (1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (2) 内部監査室が実施した内部監査の実施状況
- (3) 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、法令に定める権限を行使し、会計監査人及び社内での組織と情報の交換を行うなど連携を取り、当社の監査を行う。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

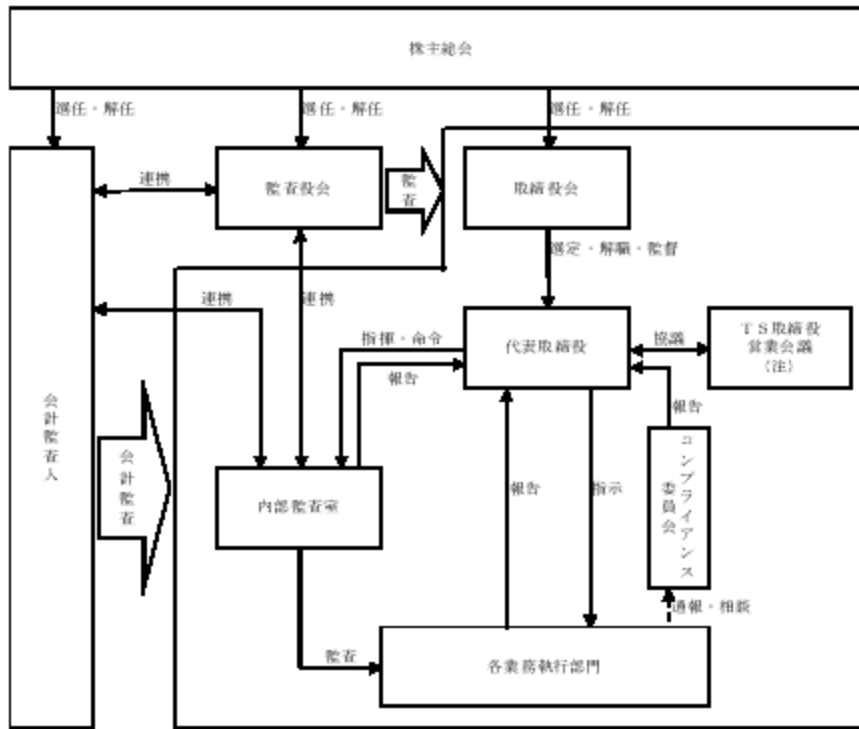
- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、取引や資金提供等は完全に排除する。
- (2) 反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然とした態度でこれを拒絶する。
- (3) 反社会的勢力についての継続的情報収集・情勢把握と、不当要求などの被害の未然防止のため、外部の専門機関と連携を密にして、反社会的勢力への対応に関する指導を受ける事とする。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】



(注) T S取締役営業会議は、取締役を中心とする営業会議であり、取締役会で決定された経営方針に基づいて社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議する機関であります。